

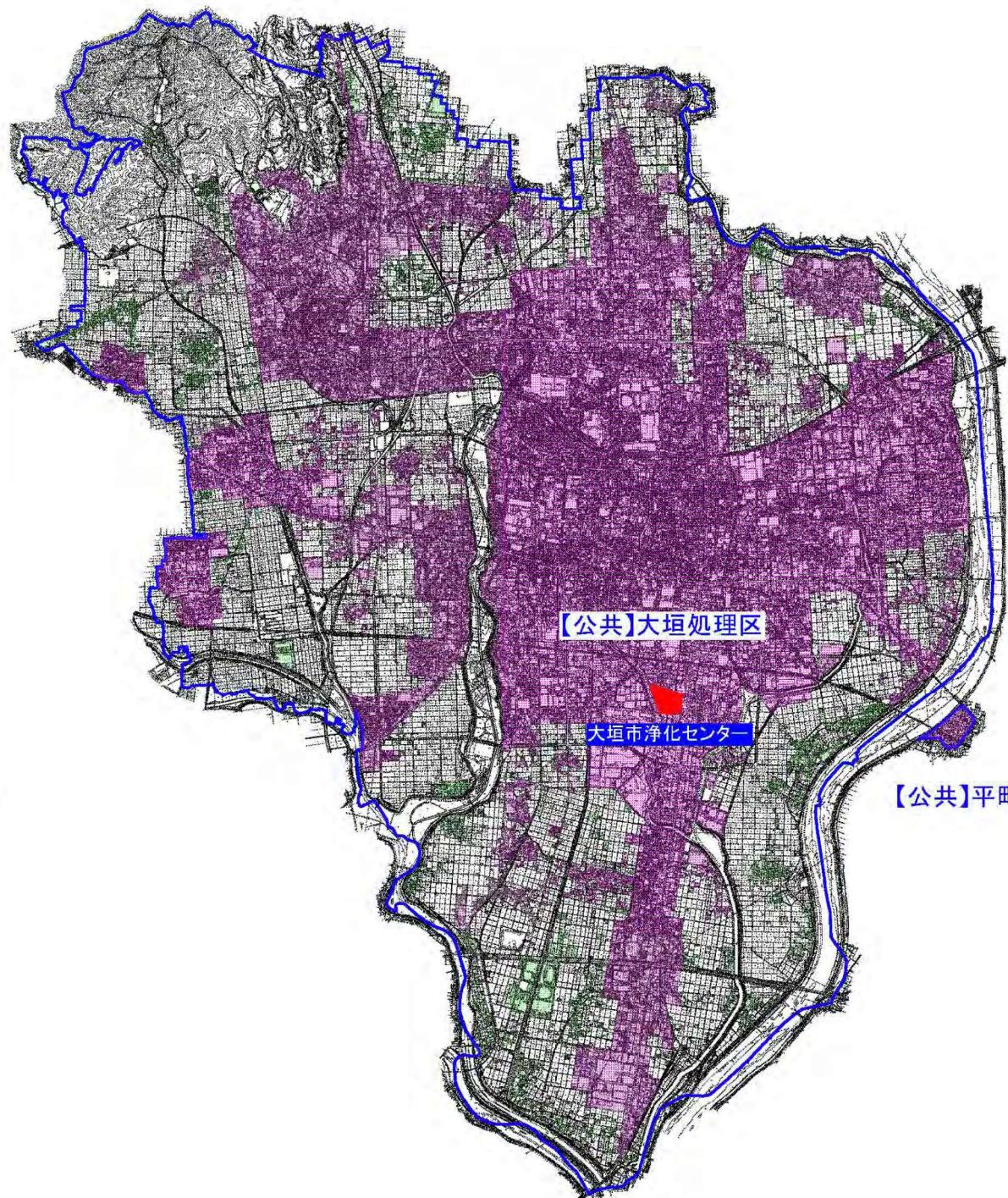
大垣市公共下水道事業経営戦略 (素案)

令和元年9月策定
令和5年 月改定
大垣市水道部

目 次

1 大垣市大垣・墨俣地域 公共下水道事業位置図	1
2 大垣市公共下水道事業経営戦略（素案）	
(1) 事業概要	3
(2) 将来の事業環境	5
(3) 経営の基本方針	7
(4) 投資・財政計画（収支計画）	7
(5) 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	10
経営分析比較表（R3決算／法適）	11
投資・財政計画（H30～R元決算／法非適）	12
投資・財政計画（R2～R4決算、R5～R11計画／法適）	14
原価計算表	16

大垣市下水道事業位置図 【大垣処理区・平町処理区・墨俣処理区】



【公共】墨俣処理区

墨俣浄化センター

【公共】平町処理区

縮尺 1 : 50000
1000 500 0 1000 2000 3000

大垣市公共下水道事業経営戦略（素案）

団体名：大垣市

事業名：大垣市公共下水道事業

策定期日：令和元年9月

改定期日：令和5年月

計画期間：令和2年度～令和11年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和37年度 (61年経過)	法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	地方公営企業法全部適用
処理区域内人口密度 (令和5年3月31日現在)	39.8人/ha	流域下水道等への接続の 有無	無
処理区数	3（大垣処理区・平町処理区・墨俣処理区）		
処理場数	2（大垣市浄化センター・墨俣浄化センター）		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	有（平町処理区については、隣接する安八町の浄化センターにて汚水を処理しているため）		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方（1か月分/税抜き）	基本使用料		加算使用料	
	使用水量 10m³／月まで	1,164円／月	使用水量 11m³／月以上 100m³／月まで	117円／m³
		使用水量 101m³／月以上		137円／m³

井戸水使用者は、上記表に対して下記水量を適用

認定水量（井戸水使用）の 概要・考え方（1か月分）	基本水量区分	水量	従量水量区分	水量
一般家事用	1人	10m³	1人増すごとに	+4m³
	2人	16m³		
	3人	21m³		
官公庁、事務所、医院 その他これに類するもの	人員10人まで	54m³	5人またはその端数ごとに	+27m³
病院、医院（入院設備有） その他これに類するもの	5ベッドまで	101m³	1ベッド増すごとに	+20m³
学校、幼稚園、保育園 その他これに類するもの	定員50人まで	121m³	50人またはその端数ごとに	+121m³
劇場、映画館 その他これに類するもの	定員100人まで	54m³	50人またはその端数ごとに	+27m³
旅館、ホテル、サウナ、風呂、料理店 その他これに類するもの	従業員5人まで	216m³	1人増すごとに	+43m³
飲食店・喫茶店、貸席、遊技場 その他これに類するもの	従業員5人まで	81m³	1人増すごとに	+16m³
理容業、美容業、写真業 その他これに類するもの	従業員5人まで	81m³	1人増すごとに	+16m³
食肉販売、魚介類販売、豆腐、蒟蒻製造業、 クリーニング業、染物洗い張り業	従業員5人まで	81m³	1人増すごとに	+16m³
上記区分に該当しないもの	その都度認定する量			
その他の使用料体系の概要・考え方	検針・請求は2か月に一度行い、請求額は10円未満切捨て。			

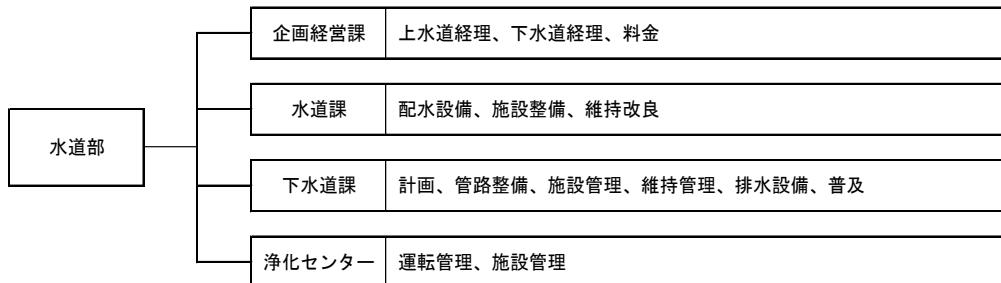
条例上の使用料*2 (20m³あたり・税込み) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,560円	実質的な使用料*3 (20m³あたり・税込み) ※過去3年度分を記載	令和4年度	2,816円
	令和3年度	2,560円		令和3年度	2,806円
	令和2年度	2,560円		令和2年度	2,774円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

(単位：人)

区分	企画経営課	水道課	下水道課	浄化センター	合 計
61歳～	0	3	0	1	4
51～60歳	2	10	8	5	25
41～50歳	4	3	3	2	12
31～40歳	3	6	5	2	16
～30歳	1	0	3	0	4
合計	10	22	19	10	61

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託（包括的民間委託を含む）	料金関係業務全般を、水道事業に委託し、スケールメリットを生かした経費節減を図っていますが、受託先の水道事業においては、窓口・検針・開閉栓・徴収・滞納整理業務等を民間に委託し、人件費の削減を図るとともに、民間のノウハウを活用しています。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用*4（下水熱・下水汚泥・発電等）	汚泥の処理過程で発生する消化ガスを利用した、燃料電池による発電を行い、これを売電することで、事業収益の一助としています。 ・最大発電量：約250万kWh／年（一般家庭700世帯分の使用量） ・CO ₂ 削減効果：約1,200t／年（杉の木約86,000本分） ・売電収入見込額：最大約96,000千円／年
	イ 土地・施設等利用*5（未利用土地・施設の活用等）	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析 : 別紙のとおり

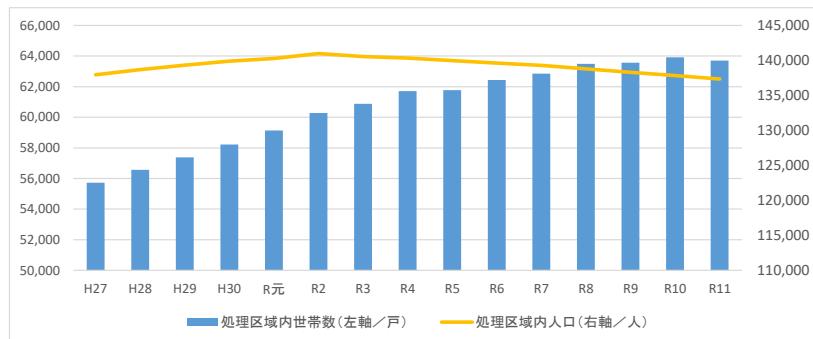
ただし、最新のものとして、令和3年度決算分となります。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口・世帯数の予測

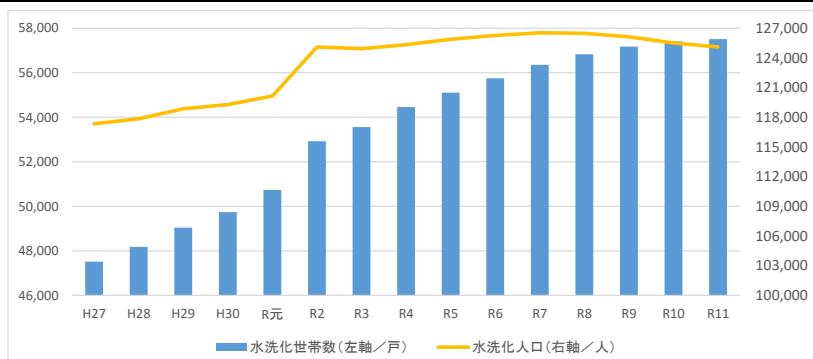
① 推計にあたっての基本方針

- 行政区域内人口について、大垣市人口ビジョンに示される目標数値を基本に、より厳しく見積もった数値（「国立社会保障・人口問題研究所」による大垣市の人口推計（H30.3月）及び岐阜県の世帯数推計（H31.4月）をもとに、直近の実績を加味した独自の推計値）を用いました。
- ② 推計結果
 - 令和11年度末時点での市全体の人口を152,036人（令和元年度末比△9,087人、△5.6%）と見込み、このうち大垣・墨俣地域は、令和11年度末時点まで147,728人（令和元年度末比△8,056人、△5.2%）と見込みました。
 - 令和11年度末時点での市全体の世帯数を70,556戸（令和元年度末比+3,466戸、+5.2%）と見込み、このうち大垣・墨俣地域は、令和11年度末時点まで68,738戸（令和元年度末比+3,657戸、+5.6%）と見込みました。
 - 上記の人口・世帯数の見込みをもとに、今後の未普及地域への整備拡張による増加分（計画期間中、平均+0.292%/年）を加味し、処理区域内人口・世帯数を算出しています（令和11年度末 処理区域内人口：137,346人 処理区域内世帯数：63,702戸）。
 - 令和4年度までの実績値をもとに、処理区域内人口及び世帯数の推計を見直した結果、令和11年度までの処理区域内人口の推移は概ね当初計画値と同程度（当初計画令和元年度末比：△1,813人 → 改定計画令和元年度末比：△2,940人）となりました。
 - 処理区域内世帯数は当初計画ではほぼ横ばいの見込みであったのに対し、世帯の細分化などにより令和4年度の実績値が当初計画値を大きく上回った（R4当初計画値：58,539世帯 → R4実績値：61,710世帯、+3,171世帯、+5.4%）ため、令和5年度以降の計画値を、相応に上方修正（R11当初計画値：58,608世帯 → R11改定計画値：63,702世帯、+5,094世帯、+8.7%）しています。



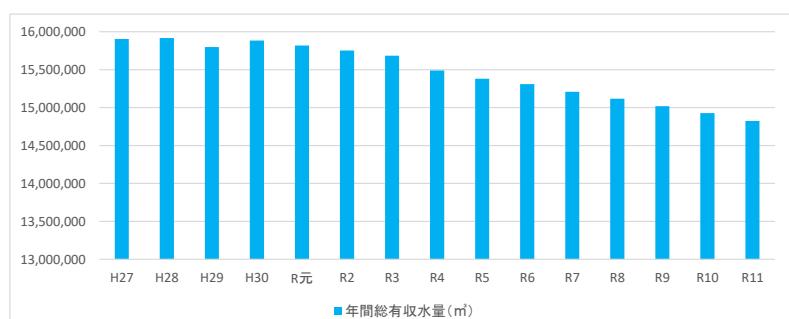
(2) 水洗化人口・世帯数の予測

- （1）で求めた処理区域内人口・世帯数をもとに、整備済区域への普及促進による増加分（計画期間中、平均+0.261%/年）を加味し、水洗化人口・世帯数を算出しました。
- 結果、令和11年度末の水洗化人口は125,098人（令和元年度末比+4,948人、+4.1%）、水洗化世帯数は57,510戸（令和元年度末比+6,778戸、+13.4%）と見込みました。
- 令和4年度までの実績値をもとに、水洗化人口及び世帯数の推計を見直した結果、令和11年度までの水洗化人口の推移は、令和元年度末からの増加傾向が大きくなりました（当初計画令和元年度末比：+1,610人 → 改定計画令和元年度末比：+4,948人）が、これは令和2年度以降の集計方法の変更によるもので、この影響を除くと、概ね当初計画と同様に微増する見込みになります。
- 水洗化世帯数は処理区域内世帯数と同様に、世帯の細分化などにより令和4年度の実績値が当初計画値を大きく上回った（R4当初計画値：50,246世帯 → R4実績値：54,459世帯、+4,213世帯、+8.4%）ため、令和5年度以降の計画値を、相応に上方修正（R11当初計画値：50,850世帯 → R11改定計画値：57,510世帯、+6,660世帯、+13.1%）しています。
- なお、令和元年度以前は、水洗化世帯数を水道利用世帯数及び井戸水利用世帯数の合計から、水洗化人口を世帯当たりの人口の平均から推計しておりましたが、令和2年度以降は集計方法をGISデータから直接抽出するといった、より正確な方法に変更したことにより増加しました。



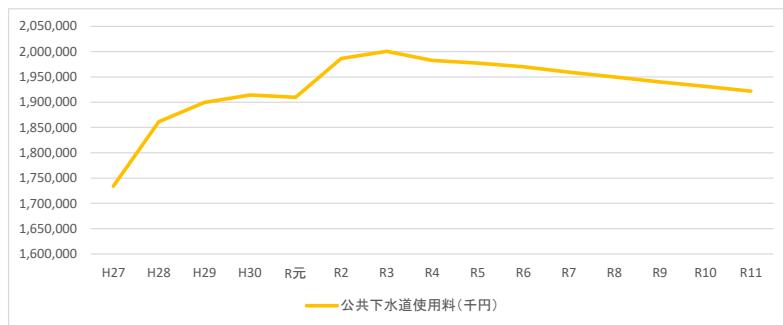
(3) 有収水量の予測

- （2）で求めた水洗化人口・世帯数をもとに、平成24年度以降の実績及び推移を加味して、年間総有収水量を推計しました。
- 推計にあたっては、使用料算定方法の異なる6区分（①水道+下水「量水器検針値」、②水道+下水「水量認定」、③下水のみ「井水計測器検針値」、④下水のみ「人数認定」、⑤水道+下水「量水器検針値又は人数認定で大きい方」、⑥水道+下水「量水器検針値+井水計測器検針値」）の全てに対し、件数や1件当たりの水量及び人數を算出しました。このうち、検針値に基づく区分では1件当たりの水量に件数を乗じ、認定区分については井戸水使用の表に基づき水量を算出しました。
- 結果、令和11年度の年間総有収水量を14,823,299m³（令和元年度比△993,349m³、△6.3%）と見込みました。
- なお、当初計画と比較した場合、1件当たりの水量の減少などにより、令和5年度以降の計画値を下方修正（R11当初計画値：15,031,172m³ → R11改定計画値：14,823,299m³、△207,873m³、△1.4%）しています。



(4) 使用料収入の見通し

- （3）で求めた件数、1件当たりの水量及び人数の予測をもとに、使用料収入の見通しを立てた結果、令和11年度の使用料収入は、1,922,065千円（税抜き、令和元年度比 +12,224千円、+0.6%）となりました。
- 令和4年度までの使用料収入は、水洗化世帯数の増加等により令和4年度の実績値が当初計画値を上回った（R4当初計画値：1,869,589千円 → R4実績値：1,982,523千円、+112,934千円、+6.0%）ため、令和5年度以降も当初計画値を相応に上方修正（R11当初計画値：1,798,562千円 → R11改定計画値：1,922,065千円、+123,503千円、+6.9%）する結果となりました。
- 行政区域内人口や年間総有収水量の減少はありますが、水道事業同様に、世帯の細分化などに起因する世帯増が見込まれるうえ、本事業においては、現状、普及率は91.3%、水洗化率は89.3%（いずれも令和4年度末）となっており、今後の未普及地域への整備拡張と、整備済区域への普及促進による使用者の増加が期待できますので、結果的に、人口減少等に伴う使用料収入の減少は、現時点では経営状況に深刻な影響を与えるほどではないと考えています。
- ただし、本事業は、経費回収率100%を目指し、国の定める適正な使用料単価である150円／m³【税抜き】に向けた段階的な使用料改定の途上にあり、現状、多額の基準外繰入金に依存している状況です（令和4年度使用料単価：128.00円／m³【税抜き】）。
- これを受け、令和2年度に平均改定率6.0%の使用料改定を実施しており、これに続く使用料改定が必要となります。



(5) 施設の見通し

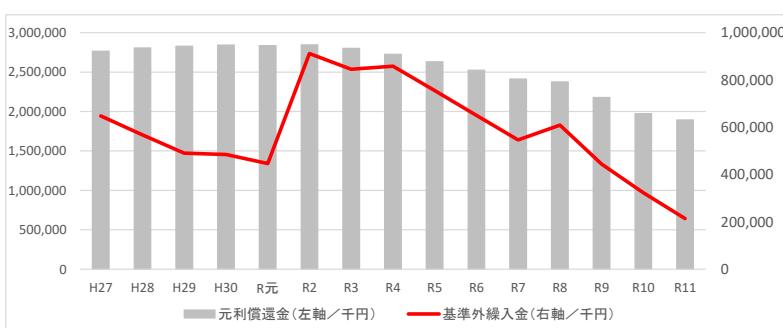
- 大垣処理区は、昭和37年の供用開始以来50年以上が経過し、管渠や処理場施設の老朽化が著しいため、下水道ストックマネジメント計画に基づき施設の改築更新を実施します。
- 墨俣処理区は、平成25年に供用を開始しており、施設等が新しいため、日常の点検調査に基づいた施設管理を実施します。

(6) 組織の見通し

- 水道部所管事業のうち水道事業以外の5事業が、令和2年4月に地方公営企業法を全部適用し法適用企業となることを機に、より効率的で機能的な業務体制の確立を図るため、水道課所管であった上下水道の経理、料金の事務を担う企画経営課を設置しました。
- 業務の増加による人員不足を会計年度任用職員で補うことで、人件費の増加を抑制しつつ、専門的な知識や技術が必要な業務については、専門研修受講等により技術力の低下を防ぎ、将来的な執行体制を見据え、適正な人員配置に努めています。

(7) 元利償還金、基準外繰入金の見通し

- 過去の企業債の借入に伴う元利償還金のピークは、令和2年度の2,844,852千円となります。なお、近年は、企業債発行額の抑制に努めているため、令和3年度以降は、徐々に減少していきます。
- これに伴い、基準外繰入金も減少していきますが、現状の使用料単価（令和4年度：128.00円／m³【税抜き】）と国の定める適正な使用料単価（150円／m³【税抜き】）との差額相当分が、基準内繰入金（分流式下水道等に要する経費）から除外されていることから、基準外繰入金は、依然として多額の計上があります。
- 元利償還金は、当初計画と比較し、建設改良費の令和4年度までの実績値が減少（R4当初計画値：2,017,811千円 → R4実績値：794,839千円、△1,222,972千円、△60.6%）したことや、令和4年度に改定した下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画等に基づき、大垣市浄化センター3系水処理棟の建設工事を令和12年度以降に延期するといった、更新投資の平準化を図ったことにより、建設改良費が減少（R11当初計画値：2,741,655千円 → R11改定計画値：875,684千円、△1,865,971千円、△68.1%）したため、減少する見込みとなりました。
- これにより、基準外繰入金についても、当初計画と比較し、元利償還金が減少したことと加えて、使用料収入を当初計画から上方修正したことにより、減少する見込みとなりました。
- なお、法適用後の令和2年度以降は、分流式下水道等に要する経費の算定方法が法適用に伴い変更され、資本費が元金ベースから減価償却費ベースになったことや、国の定める適正な使用料単価が消費税抜きになったことなどにより、基準内繰入金が減少し、結果、基準外繰入金が増加しています。
- とくに、法適用初年度の令和2年度は、各種引当金の計上などの特殊事情があるため、一時的に、基準外繰入金が増加しました。



3. 経営の基本方針

大垣市公共下水道事業は、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、平成29年度に策定、令和4年度に改定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設のライフサイクルコストの低減や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持、修繕及び改築を行っていきます。また、未普及地域である市街化調整区域への整備については、地元要望等による優先度、将来にわたる費用対効果及び新設に関する国の指針を十分考慮し、慎重に実施していきます。

一方で、引き続き整備済区域への普及促進に努めることで、水洗化率の向上と使用料収入の増加を図り、経営基盤の強化を推進します。

ただし、本事業は、経費回収率100%を目指し、国の定める適正な使用料単価である150円／m³【税抜き】に向けた段階的な使用料改定の途上にあり、多額の基準外繰入金に依存している状況であるため、令和2年4月の使用料改定（+6.0%）に引き続き、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+6.0%（合計で+12.4%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	老朽化した施設や下水管等については、平成29年度に策定、令和4年度に改定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設のライフサイクルコストの低減や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持、修繕及び改築を行っていきます。また、未普及地域である市街化調整区域への整備については、地元要望等による優先度、将来にわたる費用対効果及び新設に関する国の指針を十分考慮し、慎重に実施していきます。
----	---

【下水管の更新・耐震化及び新設について】

下水管の更新・耐震化については、令和4年度に改定した下水道ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画等に基づき、健全度、緊急度、費用対効果を総合的に勘案した更新投資の平準化を実施し、令和11年度までの更新計画を見直しましたので、今後は、この計画に従い整備を進めています。

また、下水管の新設については、地元要望等による優先度、将来にわたる費用対効果及び新設に関する国の指針を十分考慮し、慎重に実施していきます。

(単位：千円／税込み)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合計
更新	198,536	196,912	159,261	231,200	195,200	195,200	195,200	195,200	195,200	195,200	1,957,109
老朽管改築工事（管更生/耐震化）	198,536	196,912	159,261	201,300	166,500	166,500	166,500	166,500	166,500	166,500	1,755,009
汚水ポンプ場改築工事	0	0	0	29,900	28,700	28,700	28,700	28,700	28,700	28,700	202,100
新設	377,040	399,086	217,532	283,800	457,600	681,100	582,400	85,000	85,000	85,000	3,253,558
合計	575,576	595,998	376,793	515,000	652,800	876,300	777,600	280,200	280,200	280,200	5,210,667

【終末処理施設（浄化センター）等の整備について】

終末処理施設等については、令和4年度に改定した下水道ストックマネジメント計画に基づき、施設・設備を細分化したうえで健全性を詳細に評価し、機器ごとの更新基準の見直しや、重要度・優先度を踏まえた更新投資の平準化を実施し、令和15年度までの整備計画を見直しましたので、今後は、この計画に従い整備を進めています。

なお、当初計画では、大垣市浄化センター3系水処理棟の建設工事を令和8年度から開始する予定となっていましたが、現有施設の有効活用・延命化を図ることで、当該工事の着手を、次期計画期間となる令和12年度以降に延期しています。

(単位：千円／税込み)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合計
3系水処理棟建設工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他終末処理施設改築工事	68,719	74,719	14,588	83,000	73,000	90,300	90,800	90,300	94,800	94,800	775,026
合計	68,719	74,719	14,588	83,000	73,000	90,300	90,800	90,300	94,800	94,800	775,026

【雨水処理施設の整備について】

雨水処理施設の整備に関しては、全て基準内繰入金の対象となります。こちらにつきましても、令和4年度に改定した下水道ストックマネジメント計画及び排水基本計画等に基づき、計画的に実施していきます。

(単位：千円／税込み)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合計
幹線水路改良工事	112,907	126,797	88,055	133,000	101,000	70,000	80,000	95,400	95,400	95,400	997,959
雨水ポンプ場整備工事	40,210	0	126,830	299,000	622,000	1,040,000	466,000	350,000	100,000	300,000	3,344,040
合計	153,117	126,797	214,885	432,000	723,000	1,110,000	546,000	445,400	195,400	395,400	4,341,999

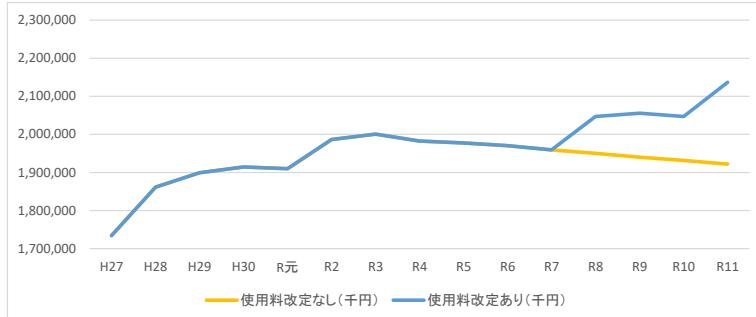
※上記計画数値を投資・財政計画に計上するにあたっては、実績率（請負率）を反映させています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	引き続き整備済区域への普及促進に努めることで、水洗化率の向上と使用料収入の増加を図り、経営基盤の強化を推進します。 ただし、本事業は、経費回収率100%を目指し、国の定める適正な使用料単価である150円／m ³ [税抜き] に向けた段階的な使用料改定の途上にあり、多額の基準外繰入金に依存している状況であるため、令和2年4月の使用料改定 (+6.0%) に引き続き、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+6.0%（合計で+12.4%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。
----	--

【使用料について】

- 本事業は、経費回収率100%を目指し、国の定める適正な使用料単価である150円／m³ [税抜き] に向けた段階的な使用料改定の途上にあり、多額の基準外繰入金に依存している状況であるため、令和2年4月の使用料改定 (+6.0%) に引き続き、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+6.0%（合計で+12.4%）の使用料改定を実施することを基本方針とします。
- なお、使用料単価150円／m³ [税抜き] は、本事業の汚水処理原価が150円台（令和4年度：155.46円／m³ [税抜き]）であることからも、概ね適正な使用料水準あると考えています。



【国庫補助金について】

- 建設改良事業の実施に当たっては、下水道事業計画及び国土交通省の下水道ストックマネジメント計画に基づく「社会资本整備総合交付金事業」による国庫補助金を、事業費の1/2程度見込んでおります。

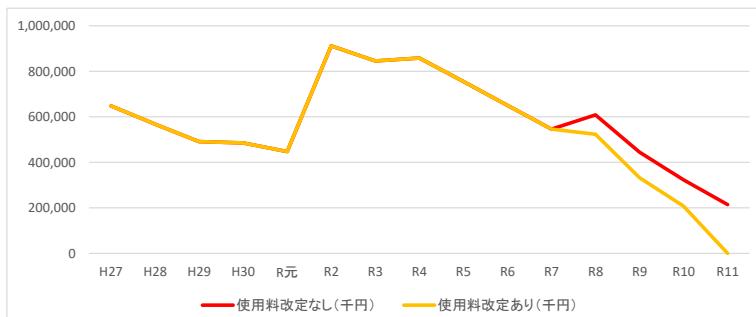
【企業債について】

- 整備計画をもとに、建設改良事業に対して企業債の借入を実施します。
- 計画期間中に、合計8,372,100千円の借入をしますが、同期間に20,878,389千円の償還をするため、計画終期（令和11年度）の企業債残高は20,366,575千円となり、これは、令和元年度末残高（32,872,864千円）に対し、12,506,289千円、38.0%の減となります。



【基準外繰入金について】

- 現状の使用料単価（令和4年度：128.00円／m³ [税抜き]）と国の定める適正な使用料単価（150円／m³ [税抜き]）との差額相当分は、基準内繰入金（分流式下水道等に要する経費）から除外されていることから、その分は基準外繰入金として受け入れています。
- ただし、計画期間中に12.4%使用料を増額改定することによって、使用料単価が150円近くまで到達し、令和11年度には基準外繰入金を解消することができます（令和11年度末 経費回収率：92.88%、使用料単価：144.15円／m³ [税抜き]）。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【委託料について】

- ・運転管理業務等の業務内容に変化のない委託業務を除く各委託料については、年度ごとに委託する内容を設定し算出しています。
- ・下水管清掃等、都度対応していくものは、直近3ヵ年平均程度の業務量で推移するものとしています。
- ・汚泥の処分等、水洗化人口等の動態により変動する委託料については、直近実績単価に、年間総有収水量をもとに年間総処理水量を推計したうえで、直近3ヵ年（R2～R4）の平均含有量を乗じて算出しています。

【修繕費について】

- ・下水管や汚水ポンプ場、終末処理施設（浄化センター）等の汚水処理に関する設備は、必要な更新と維持補修を適切に組み合わせ資産管理していくことを念頭に計画期間中の修繕計画を作成し、これをもとに経費計上しています。

(単位：千円／税抜き)

区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合計
下水管等修繕工事	25,780	20,049	20,809	21,123	21,123	21,123	21,123	21,123	33,528	33,528	239,309
汚水ポンプ場修繕工事	4,772	4,252	12,282	19,301	4,825	4,825	4,825	4,825	7,275	7,275	74,457
終末処理場修繕工事	72,546	73,330	69,872	74,478	83,809	99,271	76,492	116,356	78,124	78,124	822,402
その他修繕工事	733	450	967	2,082	2,305	2,389	2,336	2,342	2,357	2,571	18,532
合計	103,831	98,081	103,930	116,984	112,062	127,608	104,776	144,646	121,284	121,498	1,154,700

【動力費について】

- ・汚泥の処分等の委託料と同様に、年間総有収水量をもとに年間総処理水量を推計したうえで、令和5年度から契約を開始する電気料金の単価を基に、物価上昇等を加味して算出しています。

【人件費について】

- ・職員数は令和4年度の水準で推移するとし、それに直近3ヵ年（R2～R4）の平均単価を乗じて算出しています。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化・共同化・最適化に関する事項	総務省等通知にもとづき、持続可能な下水道運営に向け、令和4年度に県が策定した「広域化・共同化計画」について、今後の取組や市の方針を示しました。
投資の平準化に関する事項	令和4年度に改定した下水道ストックマネジメント計画においては、目標耐用年数の再設定を行い、既存施設の長寿命化や、改築と修繕を交えた更新基準の見直し、施設のダウンサイ징により、更新投資の低減を図りました。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	料金関係業務以外の分野において、民間の資金・ノウハウ等の活用予定はありません。
その他の取組	次期計画期間となる令和12年度以降に着手を予定している大垣市浄化センター3系水処理棟の建設工事は、安定した汚水処理能力の確保と施設の耐震化に資する重要な事業ですが、総事業費約77億の大規模工事となるため、経営状況に悪影響を与えることのないよう、リスク分析に基づく現有施設の有効活用・延命化も視野に入れ、整備方針を慎重に検討していく予定です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	認定水量に関しては、随時、実態との乖離がないか検証し、適切性を確認する必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	消化ガス発電による売電において、再生可能エネルギー固定価格買取制度が令和19年度で終了するため、期間終了後の発電電力をいかに有効活用するか検討する必要があります。
その他の取組	今回の経営戦略計画期間後の令和12年度以降も、随時、施設の更新等を予定していますが、その際にも、次期経営戦略の策定を通して、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、戦略的な維持、修繕及び改築を行っていくことが必要です。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	料金関係業務以外の分野において、民間の資金・ノウハウ等の活用予定はありません。
職員給与費に関する事項	業務の増加による人員不足を会計年度任用職員で補うことで、人件費の増加を抑制しつつ、専門的な知識や技術が必要な業務については、専門研修受講等により技術力の低下を防ぎ、将来的な執行体制を見据え、適正な人員配置に努めてまいります。
動力費に関する事項	年間総有収水量をもとに年間総処理水量を推計し、それを基礎に経費計上していますが、計画期間中の有収率の推移次第では、年間総処理水量の増減に伴い動力費や薬品費が増減することが考えられます。また、燃料費の高騰に伴う、動力費の高騰については、社会全体の動向に注意しながら、経営状況を検討していくことが必要です。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	
委託費に関する事項	年間総有収水量をもとに年間総処理水量を推計し、それを基礎に経費計上していますが、計画期間中の有収率の推移次第では、年間総処理水量の増減に伴い委託費が増減することが考えられます。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>今後はP D C Aサイクルにより上記の取組みに対する進捗状況を確認し、計画との乖離が著しい場合にはその原因調査と対策を図ります。また、公営企業等審議会を通じて使用料水準や投資・財政計画の妥当性を評価し、経営戦略の充実を図ります。</p>
	<p>【第1回改定（令和5年度）の概要】</p> <p>主に、次の5項目に重点を置いて、時点修正（最新化）を実施しました。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 令和2年度の地方公営企業法の適用以降、現在に至るまでの実態（経理手法等）の反映2) 直近の動向から見る、最新の人口・世帯数・水需要等の動態予測を反映した料金・使用料収入の再算定3) 今後の水需要等の減少傾向と、施設の更新需要の増加傾向を比較衡量の上、リスク分析に基づく現有施設の有効活用・延命化も視野に入れた、建設改良計画の見直し4) 収支に関しては、令和4年度までの実績を加味した上で、物価上昇等を考慮した動力費（電気料金）をはじめとする維持管理費の上昇傾向等の反映5) 上記全てを反映した上で、「事業の持続可能性」と「経営の健全性」を両立させるための経営健全化策（支出抑制や使用料改定等）の再検討 <p>なお、使用料改定に関し、改定前の経営戦略においては、令和2年4月を1回目として、その3年後の令和5年4月に2回目、その3年後の令和8年4月に3回目の使用料改定を実施することとしていましたが、昨今の原油価格などの物価の高騰に伴う市民生活の負担増を鑑み、2回目以降の使用料改定に関しては、当分の間延期します。</p> <p>ただし、経営戦略の計画期間内に、本事業が「経営の基本方針」に掲げる目標（基準外繰入金の解消）を達成するためには、計画の最終年度である令和11年度までに予定している使用料改定を実施することが不可欠であり、当初の予定通り2回に分けて実施するとした場合、最大限延期したとしても、令和8年4月に2回目、その3年後の令和11年4月に3回目の使用料改定を実施する必要がありますので、その時点での状況次第ではありますが、ひとまず、今回改定いたします経営戦略においては、その旨を反映しています。</p>

経営比較分析表（令和3年度決算）

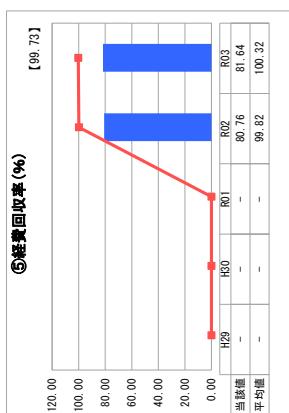
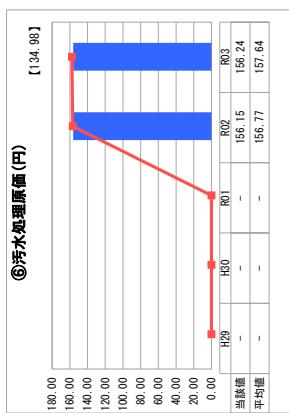
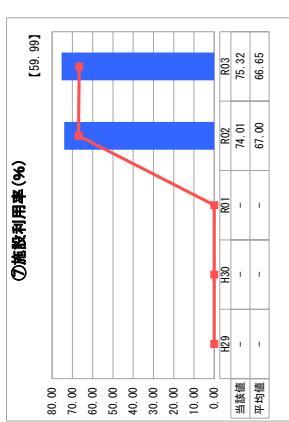
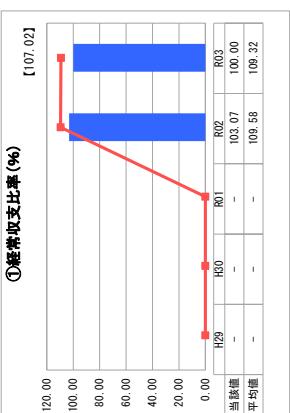
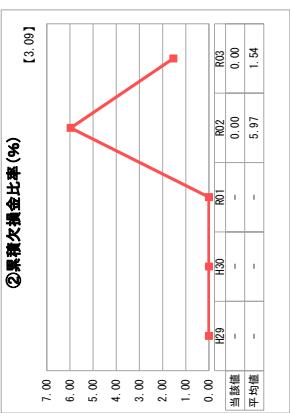
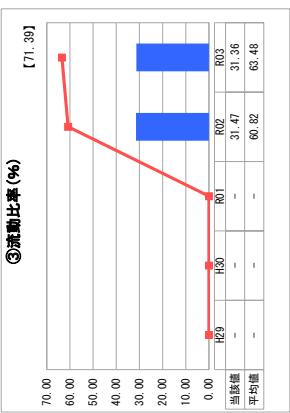
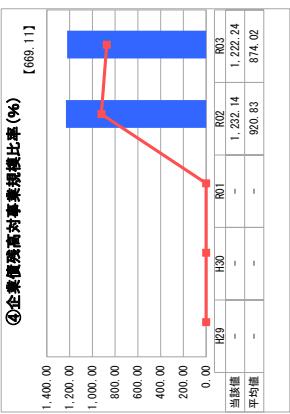
株式会社
大垣市

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法適用	下水道事業	公共下水道	Ad	159,894	206.57	774,04
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	非設置	1か月20m ³ 当たり支給料金(円)	處理区域面積(km ²)	處理区域内人口密度(人/km ²)

当該団体償還額(当該額)	類似団体平均額(平均額)
○ 令和3年度全国平均	—

1. 経営の健全性・効率性について

令和3年度に地方公営企業法を適用したため、令和3年度以前の数値は全般でない。従って、標準化した経営成績が類似団体企業に比べ若干優位として汚水処理原価が類似団体企業に比べ若干優位となるのは上昇傾向にある。使用料率が比較的低いことや水先取率は低速などにより経費回収率が類似団体企業に比べ劣位といつており、使用料收入で汚水処理費用を賄えない状況などとなっている。収支均衡率は100%ではないが、企業償収支比率は100%であり、収支均衡率を確保できるかららず一般会計からの繰入金に頼っている状況である。企業償収支比率は常に十分な償還キャッシュフローを確保できるもののが、近年はいるべきである。企業償収支比率は100%ではないが、当該指標の数値は改善する傾向にある。また、水洗化率については、地方公営企業法適用以前からまだほんばいに推移し、依然として類似団体企業平均を下回る水準となっている。



2. 老朽化の状況について

本事業は、大垣処理区と平野処理区、墨俣処理区の3つの処理区で構成されている。有形固定資産の償却率は、類似団体と比較して低いが、令和2年度の地方公営企業法の適用開始から減価償却累計額を計上していくにあたり、見かけ上げは低下傾向にある。実際、大垣処理区は昭和31年に事業着手し、供用開始(昭和31年)後50年以上が経過しているため、管轄老朽化率が上昇傾向にあり、老朽化による改築更新費用の増加が見込まれる。そのため、施設の運営命じや維持管理費の抑制を図ることで機能停止や事故を未然に防止し、ライフサイクルコストの最小化を図っている。



本事業では、令和2年度に下水道使用料の改定を実施し、経営基盤の強化を図ったところであるが、使用料率は依然として低いままであるため、使用料率の適正化に努めている。併せて、経費回収率の低迷の一因であるが洗浄率を改善すべく、未接続世帯に対する改修工事を実施している。そのために、施設の運営命じや維持管理費の抑制を図ることで機能停止や事故を未然に防止し、ライフサイクルコストの最小化を図っている。

*「経営収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法適用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均及び全国平均を算出しています。

**投資・財政計画
(収支計画)**

区分		年 度		H30		R元			
		(決算)		(決算)					
1 総 収 益	(A)	3,020,490	3,095,971						
(1) 営 業 収 益	(B)	2,130,079	2,129,948						
ア 料 金 収 入		2,066,664	2,063,136						
イ 受 記 工 事 収 益	(C)								
ウ そ の 他		63,415	66,812						
(2) 営 他 収 益		890,411	966,023						
ア 会 計 繰 入 金		785,936	863,024						
イ そ の 他		104,475	102,999						
2 総 費 用	(D)	1,408,792	1,384,624						
(1) 営 業 費 用		715,588	724,049						
ア 職 員 給 与 費		115,602	110,214						
イ そ の 他		599,986	613,835						
(2) 営 外 費 用		693,204	660,575						
ア 支 払 利 息		590,720	544,790						
イ そ の 他		102,484	115,785						
3 収 支 差 引	(E)-(D)	1,611,698	1,711,347						
1 資 本 的 収 入	(F)	2,654,754	2,014,239						
(1) 地 方 債 債		1,303,800	1,022,000						
う ち 資 本 費 平 準 化 債		270,000	270,000						
(2) 他 会 計 補 助 金		553,721	468,329						
(3) 他 会 計 借 入 金									
(4) 固 定 資 産 却 代 金		1,432	176						
(5) 国 (都 道 府 縕) 補 助 金		721,770	447,200						
(6) 工 事 負 担 金		45,757	57,422						
(7) そ の 他		28,274	19,112						
2 資 本 的 支 出	(G)	4,271,601	3,721,996						
(1) 建 設 改 良 費		2,019,212	1,431,257						
う ち 職 員 給 与 費		123,532	123,234						
(2) 地 方 債 債 還 金		2,252,389	2,290,739						
(3) 他 会 計 借 入 金									
(4) そ の 他									
3 収 支 差 引	(I)	△ 1,616,847	△ 1,707,757						

**投資・財政計画
(収支計画)**

区分		年 度		H30		R元			
		(決算)		(決算)		(決算)			
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 5,149	3,590					
積 積 立 金		(K)							
前 年 度 か ら の 繰 越 金		(L)	5,149						
前 年 度 繰 上 充 用 金		(M)							
形 式 収 支 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)							
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(O)		3,590						
実 質 収 支 黒 字	(P)								
(N)-(O) 赤字	(Q)								
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)}$	× 100)							
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)}$	× 100)	82.5	84.2					
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た (R)									
資 本 の 不 足 額									
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	2,130,079	2,129,948							
地 方 財 政 法 に よ る (R)/(S) × 100									
資 本 の 不 足 の 比 率									
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た (T)									
資 本 の 不 足 額									
健 全 化 法 施 行 令 第 6 条 に 規 定 す る (U)									
解 消 可 能 資 金 不 足 額									
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た (V)	2,130,079	2,129,948							
事 業 の 規 模									
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た ((T)/(V) × 100)									
資 本 の 不 足 の 比 率									
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)									
地 方 債 残 高 (X)	34,141,603	32,872,864							
O) 他 会 計 繰 入 金									
区分		年 度		H30		R元			
		(決算)		(決算)		(決算)			
収 益 的 収 支 分									
うち 基 準 内 繰 入 金		846,197	926,122						
うち 基 準 外 繰 入 金		846,197	926,122						
資 本 的 収 支 分									
うち 基 準 内 繰 入 金		553,721	468,329						
うち 基 準 外 繰 入 金		68,535	21,306						
合 計		485,186	447,023						
		1,399,918	1,394,451						

(単位:千円, %)

**投資・財政計画
(収支計画)**

区分		年度									(単位:千円 %)	
		R2 (決算)	R3 (決算)	R4 (決算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
1. 営業収益	(A)	2,082,832	2,099,240	2,082,145	2,077,880	2,073,587	2,065,056	2,158,107	2,222,339	2,230,928	2,320,808	
(1) 料金収益	(B)	1,986,378	2,000,706	1,982,523	1,977,350	1,970,245	1,959,450	2,047,059	2,055,795	2,046,832	2,36,799	
(2) 託工事収益	(C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(3) その他の収益	(D)	96,454	98,534	99,622	100,530	103,342	105,506	111,048	172,544	184,036	184,009	
2. 営業外収益	(E)	1,953,210	1,661,960	1,763,088	1,806,510	1,776,148	1,799,794	1,625,017	1,684,442	1,608,783	1,333,159	
(1) 補助金収益	(F)	537,763	387,182	368,102	365,170	340,434	337,211	334,537	242,929	220,910	217,014	
(2) 長期預金受取	(G)	526,560	376,111	11,071	2,932	10,869	8,931	233,998	211,979	208,083	8,931	
(3) その他の補助金受取	(H)	11,203	11,071	2,932	10,869	8,931	8,931	211,979	208,083	208,083	0	
3. 長期預金受取	(I)	894,982	848,374	845,376	837,750	828,211	827,119	822,332	873,765	870,898	844,164	
4. 収入の計	(J)	520,465	426,404	549,610	617,457	601,795	629,207	559,756	588,767	520,891	540,064	
5. 営業費用	(K)	4,036,042	3,761,200	3,845,233	3,864,390	3,849,735	3,864,390	3,783,124	3,912,781	3,839,721	3,713,967	
6. 営業員給与費	(L)	3,360,211	3,253,763	3,383,404	3,454,452	3,423,726	3,440,354	3,404,807	3,551,164	3,525,253	3,45,899	
7. 勤務費	(M)	179,906	161,212	190,165	178,620	177,736	182,249	179,535	173,840	180,541	179,973	
8. 基本給	(N)	89,918	87,433	97,739	92,278	92,670	94,229	93,059	93,319	93,536	93,305	
9. 退職給付費	(O)	12,018	2,247	11,727	8,664	7,546	9,312	8,507	8,455	8,758	8,574	
10. その他の費用	(P)	77,970	71,527	80,699	77,678	77,520	78,708	77,969	78,066	78,247	78,094	
11. 勤労費	(Q)	599,020	606,963	717,739	815,010	802,666	816,496	788,113	826,570	808,429	763,895	
12. 修繕費	(R)	103,190	108,320	218,354	272,496	211,347	269,397	268,210	265,557	265,062	263,356	
13. 材料費	(S)	103,831	98,081	103,930	115,737	110,589	126,135	103,302	143,172	119,810	119,797	
14. その他の費用	(T)	2,936	2,640	4,717	3,754	3,750	3,751	3,751	4,13,090	41,3,090	5,636	
15. 減価償却費	(U)	389,063	397,922	390,738	423,023	416,913	412,850	412,850	413,090	411,921	375,106	
16. 営業外費用	(V)	2,581,285	2,485,588	2,475,500	2,460,822	2,443,324	2,441,609	2,437,159	2,544,754	2,536,283	2,427,031	
17. 営業利息	(W)	555,569	507,437	461,829	429,937	426,005	424,494	378,306	361,616	314,462	297,622	
18. 利息	(X)	497,073	449,454	404,592	365,833	336,802	316,200	302,953	288,840	268,683	251,611	
19. その他の利息	(Y)	57,983	57,237	64,104	89,203	108,294	75,353	74,776	45,769	46,011	46,011	
20. 支出の計	(Z)	58,486	3,915,780	3,761,200	3,845,233	3,884,393	3,849,731	3,864,398	3,783,124	3,912,780	3,839,715	
21. 常常損益	(A)-(D)	0	0	0	1	4	2	11	1	6	446	
22. 別別利益	(E)-(F)	120,282	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23. 別別損失	(G)-(H)	168,920	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24. 現金流量	(I)-(J)	167,529	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25. 現金残高	(K)-(L)	1,166,454	897,687	899,635	996,247	1,090,840	1,125,551	1,002,266	953,249	960,161	960,161	
26. 現金流量	(M)-(N)	351,689	329,996	344,065	347,536	336,935	348,689	345,959	348,905	348,966	349,027	
27. 現金残高	(O)-(P)	3,693,173	2,845,392	2,766,745	2,797,258	2,811,014	2,882,728	2,631,585	2,320,389	2,196,580	2,139,870	
28. 建設改良費	(Q)-(R)	2,918,653	2,320,989	2,187,283	2,095,154	2,073,044	1,890,340	1,704,188	1,640,569	1,576,677	1,576,677	
29. 一時借入金	(S)-(T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30. うち未払金	(U)-(V)	607,172	342,189	347,851	442,580	548,029	646,320	575,161	450,642	391,210	397,712	
累積欠損金比率	(W)/(X)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資本不足額	(L)-(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営業収益一受託工事収益	(A)-(B)	2,082,832	2,099,240	2,082,145	2,077,880	2,073,587	2,065,056	2,158,107	2,222,339	2,230,928	2,320,808	
地方財政法による比率	(M)/(N)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
健全化法施行令第16条により算定した資本不足額	(N)-(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行規則第6条に規定する資本金不足額	(O)-(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法施行令第17条により算定した資本不足額	(Q)-(R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健全化法第22条により算定した資本不足比率	((N)/(P))×100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分		年 度		(決算)		R3 (決算)	R4 (決算)	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
資 本 的	1. 企 業 債			865,700	795,900	534,000	912,800	1,146,500	1,426,900	1,108,500	569,500	467,500	494,800		
	うち 資本費平準化債			300,000	200,000	150,000	120,000	90,000	60,000	30,000	0	0	0		
資 本 的	2. 他 会 計 出 資 金	447,840	523,832	555,318	490,686	403,171	302,635	352,454	180,548	43,966	47,045				
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資 本 的	6. 国(都道府県)補助金	340,697	268,229	249,540	355,784	539,782	809,139	519,071	319,601	228,494	264,418				
收 入 的	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	8. 工事負担金	33,142	47,232	53,537	37,668	39,377	40,551	39,199	39,709	23,975	23,848				
	9. そ の 他	14	12	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
	純 計	(A)-(B)	(C)	1,687,393	1,635,205	1,442,406	1,796,950	2,178,842	2,579,237	2,019,236	1,109,370	763,947	830,123		
資 本 的	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)	(C)	54,800	35,500	67,100	0	0	0	0	0	0	0		
收 支	1. 建設改良費	1,019,881	1,029,024	794,839	1,281,154	1,777,422	2,310,944	1,707,632	994,817	803,720	875,684				
	うち職員給与費	79,163	78,005	63,619	73,596	71,740	69,651	71,662	71,018	70,777	71,152				
	2. 企業債償還金	2,347,779	2,352,953	2,320,989	2,266,091	2,187,283	2,095,154	2,073,044	1,890,340	1,704,188	1,640,569				
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	合 计	(D)		3,367,660	3,381,977	3,115,828	3,547,245	3,964,705	4,406,098	3,780,736	2,885,157	2,507,908	2,516,253		
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(D)-(C)		1,735,067	1,782,272	1,740,522	1,750,295	1,785,863	1,826,861	1,761,500	1,775,787	1,743,961	1,686,130		
補 填	1. 損益勘定留保資金	1,693,933	1,680,333	1,533,693	1,619,593	1,701,018	1,718,299	1,679,225	1,728,891	1,703,913	1,642,838				
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	3. 繰越工事資金	0	54,800	35,500	67,100	0	0	0	0	0	0	0	0		
	4. そ の 他	41,134	47,139	151,329	63,602	84,845	108,562	82,275	46,896	40,048	43,292				
	合 计	(F)		1,735,067	1,782,272	1,740,522	1,750,295	1,785,863	1,826,861	1,761,500	1,775,787	1,743,961	1,686,130		
	補 填	財源不足額	(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	他 会 計 借 入 金 残 高	(G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企 业	債 債 残 高	(H)		31,390,785	29,833,732	28,036,743	26,743,452	25,702,669	25,034,415	24,069,871	22,749,031	21,512,343	20,366,574		

区分		年 度		(決算)		R3 (決算)	R4 (決算)	R5 (決算)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収 益 的	1. 収支分			1,048,804	799,872	921,710	971,342	952,752	980,936	818,204	889,395	829,230	641,997	
	うち 基準内繰入金			522,244	423,761	536,540	630,908	615,541	646,399	584,206	677,416	621,147	641,997	
	うち 基準外繰入金			526,560	376,111	385,170	340,434	337,211	334,537	233,988	211,979	208,083	0	
資 本 的	2. 収支分			447,840	523,832	555,317	490,686	403,171	302,634	352,454	180,548	43,966	47,045	
	うち 基準内繰入金			62,581	54,338	61,990	75,499	89,677	90,605	63,214	60,230	43,966	47,045	
	うち 基準外繰入金			385,259	469,494	493,327	415,187	313,494	212,029	289,240	120,318	0	0	
合 合	計			1,496,644	1,323,704	1,477,027	1,462,028	1,355,923	1,283,570	1,170,658	1,069,943	873,196	689,042	

(単位:千円)

原価計算表

供用開始年月日 昭和37年4月1日
 处理区域内人口 140,331人
 計算期間 自令和2年4月
 至令和7年3月
 (5年間)

収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使用料(X)	千円 1,982,523	千円 1,983,440	千円	千円 1,983,440
受託工事収益	0	0		0
その他	99,622	99,697		99,697
合計	2,082,145	2,083,137	0	2,083,137

支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
管渠費				
人件費	給料 14,554	千円 15,466	千円 0	千円 15,466
諸手当	8,539	8,906	0	8,906
福利費	4,804	5,053	0	5,053
修繕費	21,243	22,027	0	22,027
材料費	4,717	3,555	0	3,555
路面復旧費	4,389	3,824	0	3,824
委託料	17,990	35,213	0	35,213
その他	5,061	5,087	0	5,087
小計	81,297	99,131	0	99,131
ポンプ場費				
人件費	給料 0	0	0	0
諸手当	0	0	0	0
福利費	0	0	0	0
動力費	15,265	12,786	0	12,786
修繕費	12,282	9,087	0	9,087
材料費	0	0	0	0
薬品費	0	352	0	352
委託料	1,776	2,035	0	2,035
その他	291	306	0	306
小計	29,614	24,566	0	24,566
処理場費				
人件費	給料 44,833	42,512	7,896	34,616
諸手当	22,266	21,540	4,344	17,196
福利費	13,731	13,292	2,479	10,813
動力費	198,702	177,712	1,763	175,949
修繕費	70,308	75,241	135	75,106
材料費	0	5	0	5
薬品費	34,602	26,417	0	26,417
委託料	218,143	219,250	46,688	172,562
その他	12,197	11,327	1,473	9,854
小計	614,782	587,296	64,778	522,518
一般管理費				
人件費	給料 38,352	34,031	1,893	32,138
諸手当	33,092	28,019	862	27,157
福利費	10,468	9,063	583	8,480
流域下水道管理運営費負担金	0	0	0	0
委託料	84,130	79,827	1,487	78,340
その他	4,903	10,235	117	10,118
小計	170,945	161,175	4,942	156,233

資本費	支 払 利 息	404,584	410,733	109,704	301,029
	減 債 却 費	2,475,500	2,489,304	1,241,544	1,247,760
	企 業 債 取 扱 諸 費	11,814	14,786	0	14,786
小 計	(Y)	2,891,898	2,914,823	1,351,248	1,563,575
合 計		3,788,536	3,786,991	1,420,968	2,366,023

資産維持費 (Z)	11,796
使用料対象経費 (Y) + (Z)	2,377,819

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 83.4\%$$

＜使用料水準についての説明＞

収支計画における算定期間では、使用料収入以外の緑入金等の営業外収益により、収支は黒字が見込まれていますが、上記算定の結果、使用料では対象経費の83.4%しか賄えておらず、国庫補助金や売電収入で資金不足の一部を補っているものの、補てんする財源のほとんどを基準外緑入金に依存している状況です。つまり、算定期間における使用料水準は適正な使用料水準に至っていないのが現状です。

本経営戦略でお示したとおり、本事業は経費回収率100%を目指し、国の定める適正な使用料単価である150円／m³[税抜き]に向けた、段階的な使用料改定の途上にあり、令和2年4月の使用料改定(+6.0%)に引き続き、令和8年4月及び令和11年4月の計2回、それぞれ+6.0%(合計で+12.4%)の使用料改定を実施する予定です。数次の使用料改定により、収支の黒字を維持しつつ、令和11年度には基準外緑入金を0円にすることができる見込みであるため、使用料水準も適正な水準に到達する見込みです。

1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間ににおける平均値を記載すること。

2 起債償却額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。

3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改革(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。